

第2章

本学の意思決定機構の整備 — 学内委員会の整理統合について —

I はじめに

本学で行われている授業は、学部の昼間・夜間主各コースの他に大学院の昼・夜間の授業、及び大学院社会人にあつては課題解決型総合指導制の導入に伴う札幌サテライトを中心とする授業、さらに外国人留学生の指導も含み、近年ますます多様化している。その授業形態の多様性により、教官の授業負担は事前準備も含め多大なものとなっている。学部・大学院共に社会人学生や外国人留学生は今後増加する傾向にあり、授業負担は益々多くなるものと予測される。

現在、教育課程改善委員会では学部の新カリキュラムの検討に着手し、特色のあるカリキュラムの策定を検討している。この新しいカリキュラム案では、現行よりも講義数において負担軽減が図られることとなるが、同時にこれまで以上に多様な学生に対応することが求められるとともに、従来以上にきめ細かな授業が要求されることとなる。

このように、研究時間とともに十分な教育時間の確保が今後はますます必要となってくるが、本学教官は学内意思決定の担い手として過重な負担を強いられているのが現状である。本務である教育研究の遂行に支障を来すことのないようこの過重な負担を軽減することを目的として、本学の意思決定機構を点検することとした。この点検の内容は、意思決定が総花的な手続の後行われているのではないかと、教授会及び委員会において真に審議すべき事項が諮られているのか、委員会を整理統合できないかと、委員会にもっと責任を持たせそこでの審議により完結できる事項はないのか、さらには教授会構成員の数が適正規模を超える状況で実質的審議が不可能な状態のまま進められているのではないかと、円滑な教授会運営を行うために学校教育法施行規則に定める教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される「代議員会等」の導入は可能なのか、を主な事項とした。

本学の将来の発展のためには、教官の教育研究の環境を整えることが必要不可欠であるとの前提に基づき、学内民主主義の原則に留意したうえで迅速かつ合理的な意思決定機構の整備を検討する。これにより、意思決定の担い手としての教官の過重な負担の軽減を図ることが可能となるものである。

本章は、本学の意思決定機構の整備の検討において、本年度は学内委員会の整理統合について合意が得られたので、その結果をまとめたものである。

II 検討の経緯及び概要

本学の意思決定機構の点検に関しては、平成8年8月6日付け文書で自己評価委員会委員長から学科長会議議長(学長)あてに実施方依頼があり、学科長会議の引継ぎ懸案事項としてこれまでに至っているものである。また、自己点検評価報告書「北に一星あり、第三集(1997.3)」でも各学科等から研究時間確保の工夫について述べられていることでもあることから、学長補佐室(平成10年5月27日に設置)では、これらを受けて当面の課題の一つとする意思決定機構の整備にまず着手す

ることとした。検討するに当たっては、(1)教授会（大学院研究科委員会）の審議事項の精選、(2)学校教育法施行規則第66条の2に定める「代議員委員会等」の導入、(3)委員会による審議完結可能な事項、(4)学内委員会の整理統合についてを基本的な方針とした。

本学の意味決定機構の整備は平成11年度施行を目途としていたが、上記の(1)から(3)に掲げる事項については学科長会議及び教授会での審議の過程で継続審議となった。しかし、この間並行して検討していた「(4)学内委員会の整理統合」については、学科長会議の審議を経て平成11年3月5日開催の教授会で承認され同年4月1日から施行することとなったものである（資料参照）。

Ⅲ 委員会の整理統合

学内の委員会は、その時々学内事情に応じて、新たな要請によるものや一つの委員会が二つの委員会に分離独立して専門化し設置されてきたものであり、大学院関係を含めて28委員会にもなっている。委員数は、委員会の下に置かれているワーキンググループ等を含めると延べ412名にものぼっており、教官1名当たり平均3.4の委員会に従事していることになる。

本学の意味決定機構の整備における学内委員会の整理統合案をまとめるに当たり、次による基本方針等を定め、これにより検討を進めた。なお、この際に次期委員の選出に当たっては、教官の公平な負担を図る観点から、合理的な理由がある場合を除き、委員会委員の任期の始期を4月からに統一することとした。

1. 整理統合の基本方針

(1) 目的

- ① 意思決定の担い手である教官の負担を軽減する
- ② より円滑な大学の意思決定を図るための手続きの明確化及び簡素化を行う

(2) 基本的な考え方

- ① 既存委員会で横断的に審議を行う委員会は原則として存続する
- ② 審議事項が他の委員会で審議可能である場合は1の委員会等に統合する
- ③ 統合の結果、合理的な理由があれば当面専門部会を当該委員会に置く
- ④ 上記②以外の委員会で、事務局局等の所掌で処理できる委員会は廃止する
- ⑤ 編成後において新たな案件が生じたときは関係する委員会に専門委員会を置く

2. 委員会等を見直す場合の留意点

① 統合の対象となる委員会

- ・統合先の委員会は、統合される委員会の審議事項を加えることを原則とし、統合後の委員会の目的に合うよう見直す。
- ・統合先の委員会は、委員の構成、人数及び任期を点検する。

② 存続となる委員会

- ・審議事項、委員の構成、人数及び任期について見直す必要がないか点検する。

③ 廃止となる委員会

- ・廃止後の事務処理等が円滑に行えるよう委員会で要領等を検討する。

IV 研究教育環境の確保に向けて

委員会の整理統合は、事務上の都合から当初案から後退したものとなったことはやむを得ないが、8委員会を減じた結果延べ55人の委員数が減ったことになる。

また、統廃合の対象とはなっていない委員会でも見直すこととし、その結果、構成員数の縮小や審議事項等の精選を行った委員会、平成11年度から見直すことについて検討したいとしている委員会があり、これらの検討の結果によっては合わせて延べ70人以上の委員数の減が見込まれ、教官の研究教育時間の確保に向けての小さな第一歩となった。

V 補足：継続審議事項のその後の検討経過について

前述のように、委員会の整理統合に関しては平成11年度から実施することになったが、本報告書がまとめられるまでに、その他の継続審議事項について鋭意議論を重ねた結果、教授会の承認を得てすでに実施されているものもあるので、その概略を記しておきたい。

詳細は、次回報告書に盛り込む予定である。

意思決定機構の点検事項としてあげられ、継続して審議された事項は、代議教授会の導入と大学院研究科委員会の今後のあり方についてである。

(1) 代議教授会の導入

代議教授会の導入については、制度的には学校教育法施行規則第66条の2に依拠したものであるが、全体教授会の審議事項の一部、すなわち定常的（ルーチンの）なものについては少人数の構成員からなる教授会（代議教授会）に審議を委ね、結果を全教授会構成員に報告するという仕組みで効率化を図るものとし、平成11年9月24日の教授会で承認を得た。若干の準備期間を経て、同年11月1日より実施したところである。代議教授会の規程作成にあたっては、その構成員、審議事項、代議教授会が担うべき役割の範囲、などについて配慮した。その規程の内容をはじめ、導入の必要理由、学内での審議経過、などについては学内ではすでに周知のことであるが、この規程の成立、実施が平成11年度内の事項であるために次回報告書において詳細を報告することとした。

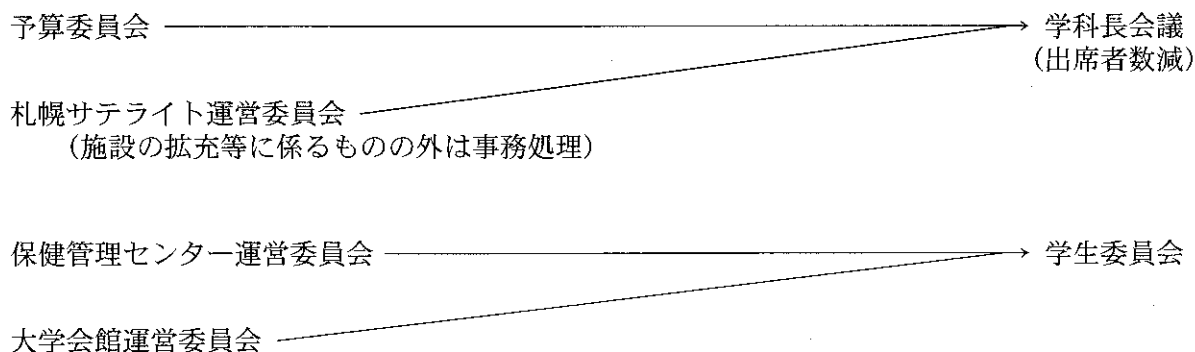
(2) 大学院研究科委員会の今後のあり方

教授会に代議教授会を導入するのと同様な理由で、研究科委員会の効率化も必要であるが、現状では、教授会に比して審議に時間を要しないことから、代議教授会の経過をみながら改めて検討することとした。大学院生の増加、特に大学院で学ぶ留学生と社会人の増加は著しいこと、現在大学院の将来計画を含めて将来構想委員会で今後の本学の将来像を策定中であること、などを勘案すれば、研究科委員会の審議事項は今後増加すると思われる。引き続き今後の点検項目としたい。

最後に、今後はますます多様化される学生に対して、よりきめ細かな教育が必要とされることから、ここに報告したような不断の意思決定機構の見直しが今後も求められると思われる。今回報告したことが、本学における教育研究時間の確保に向けての第一歩になることを願うものである。

(資料)

学内委員会等整理統合図 (平成11年4月1日施行)



【廃止等の委員会】

視聴覚教育施設運営委員会
＝言語センター会議に委譲

職員宿舍委員会
＝従来の貸与選定方針を基に公平に事務処理

レクリエーション委員会
＝従来の慣例に基づき事務処理

データベース等著作権委員会
＝データベース等取扱規程で措置

廃止等合計 8委員会 (委員数延べ55人減)

【存続する委員会】

人事委員会
自己評価委員会
将来構想委員会
入学者選抜委員会
教務委員会
教育課程改善委員会
国際交流委員会
情報処理センター運営委員会
図書館運営委員会
ビジネス創造センター運営委員会
高度情報化委員会 (委員数減)
施設整備委員会
後援会助成金計画委員会
交通対策委員会
研究報告編集委員会

(大学院関係)
コース委員会議
教務委員会
入学試験委員会

合計 20委員会等

[再掲]

存続する委員会で今後統廃合を予定している委員会

1. 施設整備委員会

講義棟改修及び国際交流会館新営の工事が終了するまでの間存続する。工事終了後は学科長会議に統合する。

2. 交通対策委員会

各工事が全て終了するまでの間存続する。その間基準等を確定し、事務側で対処できる体制が確立した場合は機を見て廃止する。